

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・
空飛ぶクルマ社会実装加速化事業・リニア駅周辺における
パーティポート設置調査等に係る委託業務審査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・空飛ぶクルマ社会実装検討事業・事業環境検証委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 空飛ぶクルマ社会実装加速化事業・リニア駅周辺におけるパーティポート設置調査等に係る委託業務に係る企画提案書の審査
- (2) 空飛ぶクルマ社会実装加速化事業・リニア駅周辺におけるパーティポート設置調査等に係る契約候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(庶務)

第3条 審査委員会の庶務は、地域デザイン・リニア推進グループにおいて処理する。

附 則

この運営要綱は、令和8年5月29日から施行し、空飛ぶクルマ社会実装加速化事業・リニア駅周辺におけるパーティポート設置調査等に係る委託業務契約の締結日をもって廃止する。